

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年9月15日

【発行者名】 ブラックロック・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 有田 浩之

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号

【事務連絡者氏名】 猪浦 純子

【電話番号】 03-6703-7940

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】** ブラックロック世界好配当株式オープン
(愛称：世界の息吹)

**【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】** 1,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 本書において文中および表中の数字は四捨五入された数値として表示されている場合があり、従って合計として表示された数字はかかる数値の総和と必ずしも一致するとは限りません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年5月20日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原有有価証券届出書」といいます。）について、約款変更を行い、収益分配方針を変更するための手続を開始するため、原有有価証券届出書の記載に変更がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<更新後>に記載している内容は原有有価証券届出書の更新後の内容を示します。

第一部【証券情報】

(12)【その他】

振替受益権について

<更新後>

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、換金、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

約款変更のお知らせについて

<追加的記載事項>

信託約款の変更予定について

当ファンドにつきましては、信託約款の変更を予定しております。ファンドの受益者で当該約款変更にご異議のお申し出のあった受益者の受益権口数の合計が、2022年9月20日の受益権総口数の2分の1を超えないときは、予定通り信託約款の変更を2022年12月12日より適用します。ただし、異議申立手続きの結果、約款変更を行わない場合があります。異議申立の結果は、可決または否決いずれの場合でも、約款変更の可否確定日(2022年11月2日)の翌日以降、弊社ホームページでご覧いただくことができます。ホームページのアドレス：www.blackrock.com/jp/

信託約款の変更に伴い、ファンドの特色4および分配方針の変更を予定しております。以下は、変更箇所の変更後の内容です。

ファンドの目的・特色

ファンドの特色

4 原則として、毎月分配を行います。

毎月25日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づき決定された分配金をお支払いします。

※ ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。



分配方針

月1回の毎決算時(原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益(繰越欠損補填後、評価損益を含みます。)等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※ 基準価額水準、市況動向等によっては分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

< 約款変更の内容 >

新	旧
<p style="text-align: center;">- 運用の基本方針 -</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>月1回の毎決算時（毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。ただし、初回決算日は、平成17年12月26日とします。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。</p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p> <p><u>分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。</u></p> <p>— 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>	<p style="text-align: center;">- 運用の基本方針 -</p> <p>3. 収益分配方針</p> <p>月1回の毎決算時（毎月25日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき、分配を行います。ただし、初回決算日は、平成17年12月26日とします。</p> <p>分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買損益（繰越欠損補填後、評価損益を含みます。）等の全額とします。</p> <p><u>分配金額は、委託者が上記の範囲内で決定するものとし、原則として配当等収益を中心に安定分配を行うことを目指します。</u></p> <p><u>毎年2月および8月の決算時には、基準価額水準、市況動向等を勘案し、上記に加え、売買益（評価益を含みます）等より分配を行う場合があります。</u></p> <p><u>分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。</u></p> <p>— 留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。</p>